別紙２

「南会津マイレール意識醸成事業」

共同企業体協定書

（目的）

第１条　本共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1)　福島県南会津地方振興局発注の「南会津マイレール意識醸成事業」（以下「本事業」という。）に関わる事業

(2)　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　本共同企業体は、○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の終了後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本事業を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は、次のとおりとする。
○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○

（代表構成員の名称）

第６条　企業体は、○○株式会社を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　企業体の代表構成員は、事業の実施に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福島県南会津地方振興局等と折衝する権限並びに契約に関する権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について福島県南会津地方振興局と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○ ▲▲％

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○ ▲▲％

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○ ▲▲％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参照のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに事業の実施の基本に関する事項、資金管理方法、外部委託企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、事業の実施に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、代表構成員名義の口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　企業体は、業務完了の際に当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（事業途中における構成員の脱退に関する措置）

第１６条　構成員は、福島県南会津地方振興局及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１７条　企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び福島県南会津地方振興局の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用する。

（事業途中おける構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用する。

（代表構成員の変更）

第１９条　代表構成員が脱退若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び福島県の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員としなければならない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第２０条　企業体が解散した後において、業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同してその責めを負うものとする。

（協定書に定めない事項）

第２１条　本協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社外○社は、上記のとおり、○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、福島県南会津地方振興局へ１通提出するものとする。

　令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称

代表構成員　住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員　住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員　住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印